

令和4年度
第2回 福島地方最低賃金審議会
議 事 録

日 時：令和4年7月4日(月)
13:30～14:05

場 所：福島合同庁舎3階共用会議室

出席者：(公)熊沢、鈴木、長谷川、山野

(労)伊東、大越、大宮、塩澤、高橋

(使)安達、石本、大内、金成、佐藤

1 開 会

(会 長) 定刻になりましたので、これより令和4年度第2回福島地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、ご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

2 定足数の確認

(会 長) 事務局は、定足数の確認をお願いいたします。

(補 佐) 本日は、森谷委員が欠席されておりますが、委員の3分の2以上のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

3 議 事

(会 長) それでは、これより議事に入ります。

本日予定している議事について、事務局から説明をお願いします。

(室 長) 本日予定しております議事は、

- 1 福島県最低賃金改正決定の諮問について
- 2 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について

- 3 参考人の意見聴取について
 - 4 配付資料の説明について
 - 5 次回の審議日程について
- です。よろしく願いいたします。

(1) 福島県最低賃金改正決定の諮問について

(会 長) では最初に、「福島県最低賃金改正決定の諮問」を行います。
事務局は準備をお願いします。

【局長から会長へ諮問文を手交】

(会 長) それでは、局長から諮問理由を説明願います。

(局 長) 福島労働局長の河西でございます。

本日はお忙しいところご出席いただき、誠に有難うございました。

ただ今、福島県最低賃金の改正につきまして、本審議会に調査審議をお願いさせていただきました。

今年度の最低賃金の審議に関しましては、先般6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」において、「最低賃金については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要である。」との政府の考え方が示されたところです。

また、同日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」においても、同様の趣旨が記載されております。

この後、6月28日には、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に、令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について諮問がなされ、閣議決定された政府の考え方に配意した調査審議となるよう審議会に要請がなされたところです。

今後、目安について答申がなされた場合は、委員の皆さまに、速やかにお伝えさせていただきます。

最低賃金制度は、労働者のセーフティネットとして重要なものであり、最低賃金の決定にあたっては、最低賃金審議会において、公労使で十分にご審議いただくことが重要であります。

委員の皆さまにおかれましては、最低賃金を取り巻く諸般の事情を総合的にご勘案いただき、充実したご審議を賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

(会長) ありがとうございます。

(2)最低賃金審議会令第6条第5項の適用について

(会長) 次に、最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてお諮りいたします。事務局より説明をお願いします。

(室長) 最低賃金審議会令第6条第5項には、「審議会は、あらかじめ、その議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と定められており、専門部会で全会一致の結論となった場合は、それをもって審議会の決議とすることができるとするものです。

当審議会においては、かねてより本審議会の専門部会で全会一致の結論となった場合でも、審議会令第6条第5項は適用せず審議会を開催し議決する取扱いとしてきたところです。

(会長) 事務局より説明があつたとおり、審議会の専門部会で全会一致の結論となった場合でも、最低賃金審議会令第6条第5項は適用しない取扱いとしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会長) それでは、専門部会で全会一致の結論となった場合でも、最低賃金審議会令第6条第5項は適用せず、審議会を開催し議決する取扱いといたします。

(3)参考人の意見聴取について

(会長) 続きまして、参考人の意見聴取についてお諮りいたします。
事務局より説明・提案をお願いします。

(室長) 最低賃金法第25条第5項に、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令に定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」と規定されております。

この規定を受け、同法施行規則第11条第1項に基づき、労働局長は、遅滞なく、最低賃金審議会が最低賃金法第25条第5項の規定により、当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨、並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示することとなります。

また、同法施行規則第11条第2項に、「最低賃金審議会は、前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議に出席させる等により関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」と規定されています。

当審議会においては、例年、施行規則第11条第2項に基づく参考人意見聴取を実施しており、意見聴取につきましては専門部会において、労働者側2名、使用者側1名の計3名から意見を聴取してきたところです。

今年度につきましても、第2回専門部会で労働者側2名、使用者側1名から意見聴取を実施することを提案させていただきます。

(会長) 参考人の意見聴取について、事務局より説明・提案がありましたが、この内容で実施することとしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会長) それでは第2回専門部会において、労働者側2名、使用者側1名から意見を聴取することにいたします。

参考人意見聴取に関する事務については、事務局でその準備をお願いします。

(室 長) はい、承知いたしました。

(会 長) 只今の説明で、ご質問等ございましたらお願いします。

(な し)

(5) 配付資料の説明について

(会 長) 次に、本日配付されている資料について、事務局から説明をお願いします。

(室 長) それでは、配布資料につきましてご説明いたします。

本日の審議会資料として、会議資料目次のとおり、準備させていただきました。

1・経済指標、2・賃金の動向、3・生計費、別冊として中央の情勢に関する資料 となっています。

なお、説明は本資料の下部中央の通しページ数でご案内いたします。

まず、初めに経済指標に関する資料となります。

1ページからは、日本銀行福島支店が6月13日に発表した福島県金融経済概況(2022年5月分)です。概況等は、1ページに記載のとおりとなっています。

8ページからは、日本銀行が4月11日に発表した「地域経済報告」(さくらレポート(2022年4月))です。東北地域の金融経済概況の全体感等は、11ページに記載のとおりとなっています。

13ページからは、福島県企画調整部統計課が5月30日に発表した「最近の県経済動向(マクロでみる経済の動き)」です。

総合判断等は、14ページに記載のとおりとなっています。

次に雇用・失業情勢についてご説明いたします。

16ページは、平成31年4月から本年4月までの福島県の有効求人数、有効求職者数、有効求人倍率(季節調整値)の月次の推移のグラフです。

17ページは、平成22年度から令和3年度までの福島県の有効求人数、有効求職者数、有効求人倍率の推移のグラフです。福島県の有効求人倍率(原数値)は、平成24年度に1倍を超え、平成26年度以降令和元年度までは、1.4倍台以上が続いておりましたが、令和3年度は1.32倍となっています。

次に賃金の動向についてご説明いたします。

18ページは、毎月勤労統計調査結果速報データとその結果を基に試算した所定内給与の「時間額」となっています。県内の事業所規模5人以上の事業所における一般労働者一人あたりの①所定内給与は、令和3年平均で271,477円、時間額は1,800円となっています。また、パートタイム労働者一人あたりの①所定内給与は、令和3年平均で94,756円、時間額は、1,069円となっています。

19ページは、「賃金構造基本統計調査」の調査結果のうち、福島県における「決まって支給する現金給与額」及び「所定内給与額」の推移です。表2の企業規模5人から9人の事業所における一月当たりの所定内給与額は、令和3年で男子が256,400円、女子は199,400円となっています。

20ページは、連合福島様が5月26日現在で取りまとめられた「2022春季生活闘争状況」です。

21ページからは、5月27日に福島県弁護士会会長から提出された「低賃金労働者の生活を支え、地域経済を活性化させるために、福島県地域別最低賃金の大幅な引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」の写しです。

24ページからは、2022年4月21日付け日本商工会議所・東京商工会議所の最低賃金に関する要望と2022年4月21日付け日

本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会による最低賃金に関する要望です。

次に、生計費に関する資料についてご説明します。

35ページからは、労働行政研究所が作成した「2022年版賃金決定のための物価と生計費資料」にある「標準生計費の推移」及び「費用別・世帯人員別標準生計費」となっています。

36ページでは、福島市における生計費の記載があり、令和3年4月では、1人世帯で116,610円、4人世帯では228,050円などとなっています。

37ページからは、全国と福島市の「令和2年基準消費者物価指数時系列リスト」になっています。令和3年平均の消費者物価指数は、令和2年を100とした時、全国については37ページのとおり99.8、福島市については38ページのとおり、99.5となっています。

また、令和4年5月の消費者物価指数は、令和2年を100とした時、全国については37ページのとおり101.8、福島市については38ページのとおり、101.8となっています。

次に別冊の中央の情勢に関する資料です。

1ページからは、第63回中央最低賃金審議会議事次第及び資料です。

2ページは、中央最低賃金審議会委員名簿、3ページからは、中央最低賃金審議会運営規程です。

5ページは、6月28日厚生労働大臣が中央最低賃金審議会へ令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について諮問しましたが、その諮問文の写です。

6ページからは、6月7日に閣議決定されました、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画及び新しい資本主義実行計画工程表です。

12ページからは、経済財政運営と改革の基本方針2022の抜粋です。

最低賃金の引上げについては、15ページに「また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引き上げに取り組む。

こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引き上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。」となっています。

17ページは、日本医療労働組合連合会様からの全国特定最低賃金決定の申出です。

18ページは、目安に関する小委員会委員名簿です。

19ページ以降は、第1回目安に関する小委員会の配付資料です。

20ページからは「主要統計資料」となります。21ページから23ページに資料の標題が記載されています。

24ページから、全国統計資料編となっています。

全国統計資料編として、主要指標の推移、有効求人倍率の推移、賃金・労働時間の推移、春季賃上げ妥結状況、夏期賞与・一時金妥結状況、消費者物価指数の対前年上昇率の推移、地域別最低賃金額・未満率及び影響率の推移などの資料があります。

54ページ以降は、都道府県統計資料編としまして、

55ページが、各種関連指標として都道府県別の1人当たり県民所得、標準生計費、新規学卒者の所定内給与額となっています。

Dランク、1番上の福島県の1人当たり県民所得は平成30年度で、2,943,000円、東京を100とした時の指数54.3、全国順位は第25位となっています。

また、標準生計費月額(令和3年4月)は、4人世帯で228,050円、東京を100とした時の指数86.7、全国順位は第13位となっています。

56ページが、有効求人倍率の推移、57ページが、失業率の推移、58ページから賃金・労働時間の実情と推移、62ページから消費者物価指数等の推移、64ページから労働者数等の推移となっています。

67ページ以降は、業務統計資料編となっています。

業務統計資料のうち、68ページは、全国の令和3年度の地域別最低賃金の審議・決定状況です。資料下部備考に記載のとおり、全国加重平均の時間額は930円です。

福島は、Dランク・前年度800円から28円(3.50%)引上げられ、最低賃金額828円で全国第31位、採決状況は、使側の一部反対、使側棄権1により10月1日発効となっています。

69ページは、平成24年度から令和3年度の都道府県別の目安と改定額との関係の推移です。

福島は、Dランク最上位で平成27～29年度は目安どおり、平成30年度は+1円、令和元年度は目安どおりとなっています。令和2年の欄の表記については、資料下欄の注2に記載されていますとおり、目安額が示されませんでしたので便宜的に記載したものとなっています。令和3年度は目安どおりとなっています。

70ページは、平成24年度から令和3年度の効力発生效年月日の推移です。

71ページは、全国・ランク別の加重平均額と引上げ率の推移です。

72ページは、最高額と最低額及び格差の推移です。

令和3年度の最高額は東京の1,041円に対して、最低額は高知・沖縄2局の820円で、その差は221円となっています。

73ページは、平成24年度から令和3年度の地域別最低賃金引上げ率の推移です。

福島は、平成29年度から令和元年まで3%を超える引上げ率でしたが、令和2年は0.25%の引き上げ率となり、令和3年度は3.50%の引き上げ率となりました。

74ページは、平成24年から令和4年の全国における最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移です。

令和3年の違反率は10.7%となっています。

75ページは、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の業種別の法違反の全国の様相です。

76ページから86ページは第63回中央最低賃金審議会の資料にもありました新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画及び新しい資本主義実行計画工程表と経済財政運営と改革の基本方針2022の抜粋です。

87ページから110ページは、足下の経済状況等に関する補足資料で新型コロナウイルス感染症及び消費者物価の動向を含む関係資料です。

89ページには、2022年1月から6月にかかる内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断の資料となっています。

91ページは、連合の春季賃上げ妥結状況の集計結果をもとに本省が作成した賃上げ率の推移の資料となっております。

92ページには、経団連の春季労使交渉、大手企業・中小企業の回答状況をもとに本省が作成した月例賃金引上げ(アップ率)の推移の資料となっております。

93ページから97ページまでは、地域別の状況についての各種資料となっております。

98ページから101ページまでは、産業別の状況についての各種資料となっております。

102ページから107ページまでは、消費者物価についての各種資料となっております。

108ページから110ページまでは、経済対策・中小企業への支援策についての資料となっております。

111ページは、第2回から第4回までの目安に関する小委員会の開催予定案についての資料です。

112ページから116ページまでは、最低賃金に関する調査研究についての各種資料となっております。

117ページから126ページまでは、最低賃金に関する報告書についての各種資料となっております。

127ページから133ページまではJILPT(労働政策研究・研修機構)による「最低賃金の引き上げと企業行動に関する調査」2021年の概要についての各種資料となっております。

134ページから139ページまでは、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社による「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」2022年の概要についての各種資料となっております。

以上で、資料の説明といたします。

(会長) 只今の説明で、ご質問等ございましたらお願いします。

(なし)

(5) 次回の審議日程について

(会長) 次に、次回の審議会の審議日程について、事務局から説明をお願いします。

(室長) 中央最低賃金審議会の目安の諮問が6月28日(火)に行われたところですが、今後の審議日程が公表されていないものの、これまでの日程等を参考に中央最低賃金審議会の答申日を想定すると、諮問後概ね1か月で目安答申が行われていたことを踏まえ、第3回審議会を7月28日(木)午後2時30分より合庁3階会議室にて目安額

の伝達を行いたいと思っています。中賃の目安の答申が遅れる場合もごございます。その場合、また日程調整をお願いする場合も出てくるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

また、第1回専門部会につきましては、7月19日(火)午後1時30分より合庁4階会議室にて開催したいと思っております。

委員の皆様には、ご多忙のところ大変恐縮ですが、日程確保に特段のご配慮をお願い申し上げます。

(会長) 事務局から次回の審議日程について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

(なし)

(会長) それでは、次回の審議会等は事務局から説明された日程で進めることにしますので、各委員におかれましては日程の確保をお願いします。

先ほどありましたように、27日ぎりぎりまでかかりそうな話なので、中賃の目安がずれ込んだような場合には、また日程調整をお願いすることになるかと思しますのでよろしくお願いいたします。

(6)その他

(会長) これまでの内容以外にご質問等があればお願いいたします。

(なし)

4 閉会

(会長) 以上をもちまして、本日の審議会を閉会といたします。